

令和4年8月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月10日(水) 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(14人)

会長(10番) 渡邊 和夫 職務代理者(3番) 冨永 得治
(1番) 西田 義和 (2番) 永田 熊信 (4番) 高岡 重盛
(5番) 宮原 清人 (6番) 川邊 美津子 (7番) 平川 真由美
(8番) 内元 幸一郎 (9番) 岩坂 博行
地区推進委員
信國 敏彦 尾方 豊和 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一
杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(0人) 最適化推進委員(2人)

5. 議事日程

日程第1 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第3 議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第4 議案第27号 非農地証明交付申請の承認について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

農地係長 田端 忠

7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、川辺地区推進委員、柳瀬地区推進委員の2名が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和4年8月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、8番委員、9番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件は20件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
議長	<p>はじめに、議案第24号農地法第3条第の規定による許可申請について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>番号1、大字深水字馬場、渡瀬、小園、上屋敷、谷川、地目は田が4筆、畑が8筆、合計面積は13,363㎡です。権利種別は3条の使用貸借で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について私が報告をします。</p> <p>受け手にも確認いたしまして、相続人がいないということで、夫婦ですけども使用貸借で管理をしたいということで、両方とも確認しましたので報告いたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と私から報告しましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字四浦東字久保園及び田代、地目は田が9筆、畑が5筆、合計面積は3,278㎡です。権利種別は3条の無償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について4番委員に報告をお願いします。</p>
4番委員	<p>7月30日に連絡を取りまして無償移転ということでございますが、相続人が北海道のほうに住んでおられましてもう土地についてはいらないうことでしたので、譲受人が受けてくれるということで、四浦地区推進委員とも話をしましたが、農地が数か所にわたっておりますので管理をお願いしますと言ったところです。書類上問題ありませんのでよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と4番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用</p>

	集積計画の承認について
議長	次に、議案第 25 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について審議します。1 番と 2 番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第 25 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について、ご説明いたします。</p> <p>番号 1、大字深水字台原、地目は田が 3 筆、合計面積は 4,763 m²です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10a 当たり 20,000 円です。</p> <p>番号 2、大字深水字台原、地目は田が 2 筆、合計面積は 1,234 m²です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10a 当たり 10,000 円です。以上です。</p>
議長	引き続き、本件について 6 番委員に報告をお願いします。
6 番委員	はい、1 番の出し手の方に 8 月 6 日に伺いまして図面を見せながらお話ししたところ間違いありませんとのことでした。2 番については、8 月 7 日にご自宅にお伺いしましたが留守でした。そこで電話をして連絡を取りましたが間違いありませんとのことでした。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明と 6 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
5 番委員	何でここは隣同士なのに金額が違うのかな。
深水地区推進委員	1 番の土地は持ち主が管理をよくされているが、2 番の土地はなにもされないなのでその違いだと思います。それと、1 番の出し手の方の農地があと 1 筆残っているが、それは来月上がってくると思います。
5 番委員	はいわかりました。
議長	他にご意見ありませんか。

	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号3、大字川辺字朝の迫、地目は畑が1筆、面積は3,432㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は全筆で20,000円と茶1kgです。以上です。
議長	引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。
川辺地区推進委員	はい、これは会長と31日に確認しております。再設定ですので内容については間違いありません。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
5番委員	賃借料の20,000円は分かるが茶の1kgは何かな。
議長	お茶を別に付けてあげるということです。
5番委員	はい、分かりました。
議長	他にご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)

議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に4番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号4、大字川辺字朝の迫、地目は畑が1筆、面積は1,372㎡です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。
議長	引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。
川辺地区推進委員	はい、会長と8月1日に確認しております。再設定ですので内容については間違いありません。
議長	ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
深水地区推進委員	3番は20,000円なのに、何故こちらは使用貸借になるのか。
川辺地区推進委員	ここは、受け人の方が荒れていた土地を伐根して畑にされ、野菜を作った時には、野菜を持ってきてもらったりするので、出し手が使用貸借でいいとのことでした。
深水地区推進委員	分かりました。
議長	他にご意見ありませんか。 (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。 (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に5番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号5、大字柳瀬字大丸、地目は田が1筆、面積は2,878㎡です。貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当た

	り 15,000 円です。以上です。
議長	引き続き、本件について 1 番委員に報告をお願いします。
1 番委員	8 月 3 日に確認に行ってきました。これは営農組合でされるとのことで記載されているとおりに間違いのないことでした。
議長	ただいま、事務局からの説明と 1 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。 (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。 (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 6 番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号 6、大字柳瀬字原ノ園及び日焼田、地目は田が 5 筆、合計面積は 3,101 m ² です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりで。期間は 5 年で賃借料は 10a 当たり 15,000 円です。以上です。
議長	引き続き、本件について 1 番委員に報告をお願いします。
1 番委員	8 月 4 日に受け手が家に来られましたので確認し、出し手には電話で確認しました。記載されているとおりでそうです。
議長	ただいま、事務局からの説明と 1 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。 (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。

	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に7番から10番については、農業公社の分になります。それでは、一括して事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号7、大字川辺字上高原、地目は畑が1筆、面積は2,244㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。</p> <p>番号8、大字川辺字下七折、地目は畑が1筆、面積は724㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。</p> <p>番号9、大字川辺字赤坂、堀内、城ノ上、地目は畑が6筆、合計面積は7,529㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。</p> <p>番号10、大字川辺字中高原、地目は畑が1筆、面積は11,563㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり6,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、所有権移転について審議いたします。それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>所有権移転について説明します。</p> <p>番号 1、大字川辺字中高原、地目は畑が 1 筆、面積は 1,003 m²です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は 1 筆の 307,500 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 2 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 2、大字川辺字高原、地目は畑が 1 筆、面積は 1,939 m²です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は 1 筆の 400,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 3 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 3、大字川辺字桑木原、地目は畑が 3 筆、合計面積は 1,700 m²です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載</p>

議長	<p>されているとおりです。売買価格は3筆で300,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見がなければ)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの場合)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第26号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第26号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。</p> <p>番号1、大字川辺字上高原及び城ノ上、地目は畑が4筆、合計面積は6,269㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。</p> <p>番号2、大字川辺字下七折、堀内、城ノ上、地目は畑が3筆、合計面積は3,188㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。</p> <p>番号3、大字川辺字赤坂、地目は畑が1筆、面積は1,040㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。</p> <p>番号4、大字川辺字中高原、地目は畑が1筆、面積は11,563㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び</p>

	<p>権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり6,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から1～4番までの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
3番委員	<p>2・3・4番は存続期間は令和4年になっているが令和14年の間違いではないか。</p>
事務局	<p>すいません。10年なので令和14年までの間違いです。訂正をお願いします。入力ミスです。すいません。</p>
議長	<p>私から提案ですが、樹園地となっているので振興課としては畑として考えておられるのかどうかの確認をしたいと思います。畜産農家が栗園を何故借りるのかという話をしたり栗園だったのかどうか、便利替えしているのか、そういったところが分からないので農業委員会は振興課から上がってきたものを出さないといけないので、だから管理機構をとおして上がってくる場合はよく確認して。</p>
2番委員	<p>今日、確認すればいいのでは。</p>
事務局長	<p>出来れば農業委員さんで確認した農地情報をいただければありがたいのですが、私たちも気付いたときには修正を加えたいと思います。</p>
議長	<p>相良で樹園地がどれだけあるかわからなくなるけども、面積が。</p>
事務局長	<p>下の振興課の方でも田んぼしか見ないので、畑についてはなかなか確認できない状況で、農業委員会でも気付いたら修正を加えてますけども、なかなか現地を見るというのも職員も一人なので出来ないのです、出来れば農業委員さんで現地で気付かれたときには教えていただければありがたいと思っております。よろしくお願いします。</p>
2番委員	<p>現地で先日話をしたが、担当の地域が分からないところになっているので、聞かないと分からないようなことになっている。</p>
事務局長	<p>担当区域については、改選があったときに委員さんで決めてもらっているのです、もし変更とかが必要なら総会の場で検討してもいいのかなと思いますけど。</p>

議長	委員の中でも、推進委員の方もですね、お互いに情報交換をやってもらえばいいだろうと。
2 番委員	地元の人には何回もは言いにくい、荒れ地を解消しなさい。どうしますかっていうのを高齢者には言いにくいんですよ。なので、よその委員に行ってもらえば。
議長	<p>なんとなく言うておくんですよ、指導しときますと、それも全部報告に挙げてください。月に 10 回ぐらいは頑張ってくださいと言われてるので、日頃から回っておかないといけないんでしょうけど。</p> <p>他に本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 27 号 非農地証明交付申請の承認について</p>
議長	次に、議案第 27 号非農地証明交付申請の承認について審議します。1 番について事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第 27 号非農地証明交付申請の承認について、ご説明いたします。</p> <p>番号 1、大字深水字台原、地目は田が 4 筆、合計面積は 1,895 m²です。この案件は 8 月 4 日に川邊委員さんと現地確認しております。現地は令和 2 年 7 月豪雨で被災しており、水害が起こるたびに被災するような箇所であり、川砂や瓦礫が混入しています。周囲の状況からしても農地として利用することは困難な状態です。以上です。</p>
議長	ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。

5 番委員	一番低いところかな。
深水地区推進委員	低いところですよ。なので堤防を広げてもらおうと良いんですが、どうせ低くなっているんで水害に合うんですよ。
議長	今どこにいらっしゃるんですか。
深水地区推進委員	地主は仮設住宅にいます。もう家は作らないと言っていたが、倉庫は作っていた。
議長	同じところに。
深水地区推進委員	違うところですよ。
1 番委員	もう何年も前からですよ、あそこは。
深水地区推進委員	そうですね。
議長	他に本件につきまして、ご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。
	その他
事務局	(1) 次回の総会の開催日について 9月8日(木)、午前9時から

議長	<p style="text-align: center;">4 閉会</p> <p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>
----	--

閉会：午前9時31分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和4年8月10日

相良村農業委員会

署名委員 8番 _____ ㊟

署名委員 9番 _____ ㊟